

もしもシリーズ ～相続時精算課税適用者だったら～

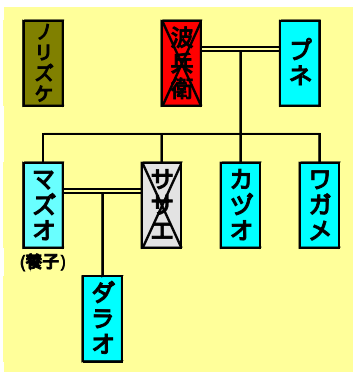
番外編第1弾『もしも既に亡くなっているササエが生前に相続時精算課税の選択をしていたら』です。

以前、相続時精算課税贈与は相続のときに持ち戻すことを宣言した上での贈与だというお話をしました。

(No20 参照)

相続時精算課税はまだまだ新しい制度ですが、生前に大きな贈与がひとまずは無税で可能なため多くに利用されています。平成21年分の贈与税の申告では贈与税の申告をした人の20%弱は相続時精算課税での贈与でした。相続時精算課税はあげる人ともらう人にそれぞれ条件があるのにこれだけの割合だということは高い水準で利用されていると言えるでしょう。

それでは今回ササエが波兵衛から相続時精算課税贈与を受けていた場合はどうなるでしょう。

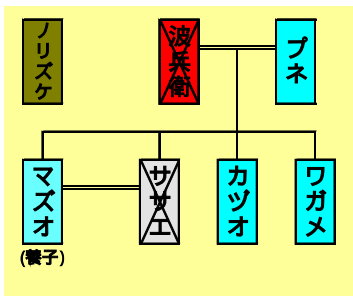


(図1)

相続時精算課税でもらった財産は全て持ち戻す必要があります。しかしササエは既になくなっています。どうしたらよいでしょう。

さすがに亡くなってるササエは申告することが出来ませんから、このような場合にはササエの相続人がササエの申告義務を引継ぎます。

ササエの相続人は配偶者であるマズオと子供のダラオの2人です。(〔図1〕) 申告義務は相続分によって承継されるので、マズオとダラオが各1/2で承継することになります(還付や納税がある場合がありますので相続分も大事です)。



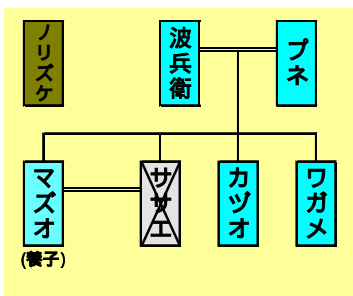
(図2)

それでは、もしダラオがいなかったらどうなるでしょう。(〔図2〕)(久しぶりの相続分の計算ですが大丈夫でしょうか・・・)

相続人はマズオ・プネで相続分はマズオ2/3・プネ1/3でしたね。

ここで『あれ?』と思える方は大変優秀です。そうです、ササエが亡くなった段階では波兵衛は生きていました。(〔図3〕) そうなると相続人はマズオ・プネ・波兵衛で相続分はマズオ2/3・プネと波兵衛が各1/6になります。しかしそうすると波兵衛は自分が亡くなったときに既に亡くなっているササエの分の申告等をするという変な状況になってしまいます。

説明が前後してしまいましたが、このようなことを防ぐために相続時精算課税適用者(ササエ)の相続人(マズオ・プネ・波兵衛)の中に相続時精算課税適用財産を贈与した者(波兵衛)がいるときはその者は引継ぎません。今回引継ぐ相続人はマズオ・プネで相続分はマズオ2/3・プネ1/3となります。



(図3)

少し難しかったですね。最後までお付き合いいただきありがとうございます。

ただ、もし〔図1〕の段階でマズオやダラオが、ササエが相続時精算課税適用者だったということを忘れていたら、予期せぬ納税に見舞われるかもしれません。贈与時にはお金もかからない便利な制度ですが、後に手間がかかる制度だという認識はもっておきましょう。

マ『相続時精算課税はむずかしいなあ』

プ『あの女性との関係を清算する方が簡単でしたか?』

マ『お、お義母さん、もうその話は・・・』